

営業所の許可条件の変更について

標記のことについて、下記のとおり通関業務を行う営業所の許可条件を変更したので、通関業法基本通達3-7の規定に基づき公告する。

記

1. 通関業者の名称及び住所

名 称 有限会社沖縄国際海運
住 所 沖縄県石垣市新川 291 番地

2. 営業所の名称及び住所

名 称 有限会社沖縄国際海運 那覇支店
住 所 沖縄県那覇市辻 2-28-1

3. 変更内容

条件「なし」から「コンテナ及びその修理用部分品の通関業務に限る」に変更

4. 変更年月日

令和6年12月 1日

令和6年11月28日

沖縄地区税関長 庄子 真憲